

様式第10号

指名停止措置の概要

1 指名停止を受けた業者

- (1) 商号又は名称 株式会社トーニチコンサルタント
- (2) 所在地 東京都渋谷区本町一丁目13番3号

2 指名停止措置の期間

令和8年1月23日から令和8年4月22日まで(3か月)

3 事実の概要

株式会社トーニチコンサルタントは、他の入札参加業者らと共同し、特定跨線橋点検等業務の入札において、遅くとも令和3年2月19日以降、独占禁止法(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた(課徴金減免制度の適用あり)。

4 指名停止措置の理由

「水俣市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第2の5の項(独占禁止法違反行為)に該当するため。

指名停止等の措置要綱に定める別表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。(前項に掲げる場合を除く。) (1) 市内における業務に関する違反行為 (2) (1)以外の業務に関する違反行為	当該認定をした日から  12か月以上24か月以内 6か月以上12か月以内